

全園説明会 資料7

# 定期指導監査における 指摘事項について（施設運営）

令和6年3月

札幌市子ども未来局施設運営課 作成

## 定期指導監査における指摘事項（施設運営）

令和5年度に行った定期指導監査（施設運営）における指摘事項（指導事項や助言事項）を紹介します。

定期指導監査で指摘を受けなかった施設においても、管理する施設の運営において同様の事例が生じていないか振り返りを行っていただくようお願いいたします。

対象施設は、以下のように各指摘事項別に記載しております。

施設種別	保育所	保育所型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	地域型保育 事業所	幼稚園型 認定こども園	施設型給付 幼稚園
略称	保	保認	幼保	地裁	地	幼認	幼
指摘対象であるもの：○ / 参考までにお伝えするもの：△							

# 職員等の配置に関する指摘事項

児童が登園している時間帯に保育士又は保育教諭を2人以上配置していない

○：保・保認・幼保・地裁・幼認 △：地

- ▶ 登園児童がいる時間帯に、必ず保育士又は保育教諭を2人以上配置すること。
- ▶ 保育士資格のない者（保育補助者）は配置数に含められないためご留意いただきたい。
- ▶ 地域型保育事業所では、必要配置数が1名の場合であっても、複数名で保育することが望ましい。

- ・札幌市児童福祉法施行条例第182条第2項
- ・札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第11条第3項
- ・札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第2項

保育士登録をしていない者を保育士又は保育教諭として報告している

○：保・保認・幼保・地裁・地・幼認

- ▶ 採用前の確認はもちろんのこと、公定価格や補助金の申請前に、保育士又は保育教諭として報告して問題ない者であるか確認すること。
- ▶ 保母資格は保育士資格の代わりとならない。

- ・児童福祉法第18条の18
- ・児童福祉法18条の23
- ・児童福祉法施行令第16条

# 職員等の配置に関する指摘事項

## 公定価格における配置基準を満たしていない

○：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼

- ▶ 公定価格の申請は勤務予定を報告するものであるが、特に「常勤換算する職員」について、勤務予定と勤務実績が大幅に乖離している事例が多く見られる。
- ▶ 勤務予定に変更が生じた（あらかじめ勤務予定を実現することができないことがわかっている）場合は、適宜、申請内容を修正すること。
- ▶ 公定価格の申請上は勤務予定の報告をしていただくが、施設運営上は勤務実績を確認することとなるため、必要配置数を満たせるように職員を確保すること。

- ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙1、別紙2、別紙3、別紙5、別紙6又は別紙8の2-II-1-(2)

## 施設長が運営管理に専念できていない

○：保・地

- ▶ 施設長は保育に従事することが想定されていないため、運営管理業務に専念すること。
- ▶ 施設長が保育に従事しなくても必要配置数を満たせるように保育士を配置すること。

- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第9条第2項第2号
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第15条第2項第2号
- ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙2、別紙6又は別紙8の2-II-1-(2)-(イ)-i

# 職員等の配置に関する指摘事項

実際に配置することのできる職員のみ  
で必要配置数を満たしていない

○：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼

- ▶ 施設運営上は、産休職員等は実際には配置することのできない職員であることから、補助金等を活用し、実際に配置することのできる職員で必要配置数を満たせるように職員を確保すること。

学校薬剤師を配置していない

○：保認・幼保・地裁・幼認・幼

- ▶ 幼保連携型認定こども園は法律で薬剤師の配置が求められている。
- ▶ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、公定価格上で薬剤師委託分の単価が考慮されていることから配置が求められている。

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条
- ・学校保健安全法第23条
- ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙3-II-1-(2)-(イ)-iv

# 提出書類に関する指摘事項

## 公定価格や補助金の申請内容に誤りがある

○：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼

- ▶ 「定期指導監査で実績をご報告いただく書類」「定期指導監査前にすでに市へ実績をご報告済みの書類」「施設で保管されている実績に係る書類」において、内容の相違が散見されている。
- ▶ 「常勤職員」とはフルタイム勤務（就業規則上の最も長い時間を勤務する職員）の職員を指しているためご留意いただきたい。
- ▶ 申請内容に誤りがないか、提出前に必ずご確認ください。

- ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙1、別紙2、別紙3、別紙5、別紙6又は別紙8

## 業務管理体制の届け出をしていない (変更の届け出をしていない)

○：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼

- ▶ 確認を受けた特定教育・保育施設がある場合は、業務管理体制の届け出が必要である。
- ▶ 届け出先や届け出内容は、施設の所在地や所管する施設数によって異なる。
- ▶ 届け出内容に変更が生じた場合は、変更届出書の提出が必要である。

- ・子ども・子育て支援法第55条
- ・（参考）届け出内容及び届け出先を記載している市ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/minashikakunin/gyoumukanritaisei.html>

# 苦情解決体制に関する指摘事項

## 苦情処理規程を策定していない

○：保・地

△：保認・幼保・地裁・幼認・幼

- ▶ 苦情や意見を受けた場合に、施設としてどのように対応していくかを明文化すること。
- ▶ 規程を策定することにより、対応者によらず同様の対応を行うことが期待できる。
- ▶ 規程の作成が目的ではなく、定めた内容どおりに対応していくことが大切である。

- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第27条第1項第2号
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第36条第1項第1号

## 苦情記録簿を作成していない（内容に不足がある）

○：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼

- ▶ 苦情や意見を受けた場合に、施設としてどのように対応したか（苦情や意見の内容だけでなく誰がどのように対応したかについても必須）を記録すること。
- ▶ 記録の積み重ねにより、同様の事例を繰り返さないことが期待できる。

- ・札幌市児童福祉法施行条例第31条第2項
- ・札幌市子ども・子育て支援法第31条第2項
- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第27条第1項第5号
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第36条第1項第4号
- ・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成29年3月7日付け雇児発0307第1号、社援発0307第6号、老初0307第42号）

# 苦情解決体制に関する指摘事項

## 第三者委員を複数人設置していない

○：保・保認・幼保・地裁・地

△：幼認・幼

- ▶ 施設担当者に申し出しづらい苦情や意見があった場合に、第三者へ相談できる体制をとること。
- ▶ 中立・公平性の確保のため、複数であることが望ましい。

- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第27条第1項第3号
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第36条第2項
- ・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成29年3月7日付け雇児発0307第1号、社援発0307第6号、老初0307第42号）

## 保護者へ苦情の有無を公表していない （内容に不足がある）

○：保・保認・幼保・地裁・地

△：幼認・幼

- ▶ 苦情や意見の有無は、保護者が必ず目にするのできる方法で、定期的（少なくとも月に1回）公表すること。
- ▶ 苦情や意見があった場合は、個人情報に関するものや申出人が広く公表を望まない場合を除き、苦情等の内容だけでなく対応結果についても公表すること。

- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第27条第1項第6号
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第36条第1項第5号
- ・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成29年3月7日付け雇児発0307第1号、社援発0307第6号、老初0307第42号）

## その他施設運営に関する指摘事項

### 最新の内容の保育士証を備え付けていない

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認
- ▶ 保育士証の内容に変更が生じた職員が変更手続きを行っていない場合は、施設から当該職員に対し、手続きを行うよう促すこと。
- ▶ 「資格取得見込証明書」や「登録済通知書」は保育士証の代わりとならない。

- ・札幌市子ども・子育て支援法施行条例第35条、49条
- ・札幌市児童福祉法施行条例第247条
- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第55条、55条の2
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第63条、63条の2

### 家庭保育の協力依頼の内容が保護者に配慮されていない

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認
- ▶ 市が認可した日及び時間においては常時開所する必要があり、家庭保育の協力依頼は例外的な対応である。
- ▶ やむを得ず家庭保育の協力依頼をする場合であっても、保護者に寄り添い、保護者が保育の必要があると判断した場合には通常どおり保育の提供を行うことを周知すること。また、全職員が同様の対応を行えるように職員間で共有すること。

# その他施設運営に関する指摘事項

## 重要事項説明書が施設内に掲示されていない

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 現に利用している保護者だけでなく、一時的な施設利用者等も確認できるよう、施設内の見やすい場所へ掲示すること。

・札幌市子ども・子育て支援法施行条例第24条

## 重要事項説明書に必要事項が網羅されていない

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 条例で定める必要事項をすべて記載すること。
- ▶ 複数の文書で必要事項を網羅することも可能であるが、当該文書すべてを保護者へ交付すること。

- ・札幌市子ども・子育て支援法施行条例第21条
- ・札幌市児童福祉法施行条例第154条
- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第54条
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第61条

# その他施設運営に関する指摘事項

## 保護者から支払いを求める費用の周知に不足がある

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 保護者から支払いを求める費用の詳細は文書に記載し、保護者へ交付する必要がある。
- ▶ 費用の名称と金額のみ記載されている事例が散見されるため、費用の名称のみで使途や支払いを求める理由が判断できないものは、使途等も追加すること。

- ・札幌市子ども・子育て支援法施行条例第14条第6項
- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第20条第4項
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第29条第4項

## 会計処理が適切に行われていない

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 会計は、他の事業と区分すること。
- ▶ 会計年度は4月から翌年3月までとすること。（社会福祉法人又は学校法人以外が設立した認定こども園を除く）
- ～ 以下、保・地のみ ～
- ▶ 毎年度6月までに設置主体に応じて求められる財務諸表を作成すること。

- ・札幌市子ども・子育て支援法施行条例第34条
- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第52条、53条
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第59条、60条

# 施設で保管すべき文書等の取り扱いについて

○：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼

- ▶ 条例や要綱において書面で備え付けることとされている資料は、書面に代えて電磁的記録（データ保管）とすることが可能である。
- ▶ 保護者に交付しなければならない文書をデータで提供する場合には、データで提供することについて、あらかじめ保護者の同意を得なければならない。
- ▶ 保護者から書面で受領しなければならない同意書をデータで提出させる場合には、保護者が当該同意書を印刷できる等、書面と同程度の質を担保している必要がある。
- ▶ 定期指導監査の事前提出資料や当日準備書類は、監査担当者の求めに応じて書面での提供が可能な場合に限り、データ閲覧としても差し支えない。ただし、監査担当者は複数名となるため、複数台の端末をご用意いただく等、効率的な定期指導監査の実施に協力をお願いしたい。

- ・札幌市子ども・子育て支援法施行条例第49条
- ・札幌市児童福祉法施行条例第247条
- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第55条の2
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第63条の2